

振り込め詐欺救済法への対応について

～振り込め詐欺等の金融犯罪にご注意ください～

振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復を図る、**振り込め詐欺救済法**（犯罪利用預金口座等に係る被害回復分配金に関する法律）が平成20年6月21日に施行されております。

- 本法律は、被害者救済の観点から、現在、振り込め詐欺等の犯罪により金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の返還手続等を定めた法律です。
- 対象となる具体的な犯罪利用口座は、「預金保険機構」からインターネットを利用して順次公告されます。被害にあわれたお客さまは、「預金保険機構」の振り込め詐欺救済法に基づく公告関係ホームページより「不正利用口座」の内容をご確認ください。（預金保険機構ホームページ →<http://furikomesaji.dic.go.jp/>）
- この法律による被害資金の返還は、法律の施行（平成20年6月21日）後に、口座名義人の預金債権消滅手続きや分配金支払申請受付手続き等を、順次行いますので、実際のお支払いまでにはお時間がかかることもございます。そのため必要に応じてご連絡を差し上げる取り扱いとなります。
- 当金庫では、下記対応窓口にて、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込んだ方からのご照会をお受けさせていただきます。

「振り込め詐欺救済法」対応窓口

電話番号：096-326-9404（業務推進部）

受付時間：9：00～17：00

（土・日・祝日・年末年始除く）